

公益通報者保護法に基づく内部の職員等からの通報処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）に基づき、府職員等からの内部通報を受け付け、内部通報を行う者（以下「内部通報者」という。）の保護を図りながら必要な措置を講じることにより、法令遵守を推進し、府政の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「府職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 知事、議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会（以下「府の各機関」という。）の事務部局又は事務局に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員並びに一般職の職員及び特別職の非常勤職員であった者（以下「府職員」という。）
 - (2) 府の各機関と請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は事業を行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者
 - (3) 府の各機関と請負契約その他の契約を締結する事業者の役員
 - (4) 府の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者又は当該通報の日前一年以内に派遣労働者であった者
- 2 この要綱において、「内部通報」とは、府職員等が、府の事務の管理、運営、執行等に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると思料する場合に、当該行為について行う通報をいう。ただし、職員からの苦情相談に関する規則（京都府人事委員会規則18-1）に基づく自らの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に関するものを除く。
- (1) 法令（条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。））に違反する行為
 - (2) 人の生命、身体、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為
 - (3) 公益に反し、又は公正な職務の執行を損なうおそれのある行為

(内部通報窓口)

第3条 人事課に内部通報窓口を設置し、内部通報に係る事務を行う。

(外部調査員)

第4条 内部通報に係る事務処理の適正を確保するため、内部通報外部調査員（以下「外部調査員」という。）を置く。

- 2 外部調査員は、内部通報に係る職務について、公平で中立な立場で適切に遂行することができる者のうちから、知事が選任する。
- 3 外部調査員は、職務を遂行するに当たり、内部通報窓口に対して助言し、又は必要な指示をすることができる。

(内部通報担当職員等の責務)

第5条 外部調査員及び人事課において内部通報を担当する職員（以下「内部通報担当職員」

という。) は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

- 2 外部調査員及び内部通報担当職員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 3 内部通報担当職員は、自ら又はその家族等が内部通報の対象となった場合には、当該内部通報に係る事務に携わることができない。この場合において、当該内部通報担当職員は人事課長に、その旨を申し出なければならない。

(内部通報先及び方法)

第6条 府職員等は、人事課長又は外部調査員(以下「人事課長等」という。)に対して内部通報を行うことができる。

- 2 人事課長に対する内部通報は、書面、電子メール又は口頭により行うものとする。
- 3 外部調査員に対する内部通報は、書面又は電子メールにより行うものとする。

(内部通報者の責務)

第7条 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。

- 2 内部通報者は、客観的事実に基づき、誠実に内部通報を行わなければならない。
- 3 内部通報者は、当該内部通報に係る第9条第1項の調査に協力しなければならない。

(内部通報の受理)

第8条 人事課長等は、内部通報を受けたときは、内部通報者の秘密保持に配慮しつつ、内部通報担当職員にその内容の聴取等をさせることにより、当該内部通報の内容となる事実を確認するものとする。

- 2 人事課長等は、内部通報者の連絡先等が不明な場合を除いて、当該内部通報者に対し、前項の規定により内部通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知するものとする。
- 3 外部調査員は、受け付けた内部通報について、氏名等当該内部通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して、人事課長に報告するものとする。ただし、内部通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときはこの限りでない。
- 4 人事課長は、受け付けた内部通報について、外部調査員に報告するものとする。

(調査)

第9条 内部通報担当職員は、自ら又は関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の聴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。

- 2 前項に基づく調査は、関係者の人権が侵害されないようにしなければならない。
- 3 第1項の規定により調査を受ける府職員及び関係所属等は、当該調査に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。
- 4 前項の府職員及び関係所属等は、当該内部通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(調査開始等の通知)

第10条 人事課長等は、内部通報者に対し、前条第1項の規定により調査を開始したときは調査を開始した旨を、調査を要しないときは調査を要しない旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、当該内部通報者が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

- 2 前項による内部通報者への通知は、内部通報を受け付けた日から起算して20日以内にしなければならない。

(改善措置)

第11条 人事課長は、第9条第1項による調査結果において、必要な場合には是正措置、再発防止策等の改善措置を講じるものとする。

- 2 人事課長等は、前項の規定により改善措置を講じたときは、内部通報者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定は、調査の結果、内部通報された事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。
- 4 人事課長は、改善措置が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要な場合には、更なる改善措置を講じるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第12条 内部通報者は、内部通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

(不利益な取扱いに関する申出)

第13条 内部通報者は、内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、人事課長にその旨を書面により申し出ることができる。ただし、地方公務員法に基づく処分はこの限りでない。

- 2 人事課長は、前項の申出を受けた場合には、内部通報担当職員に調査を実施させ、その調査結果に基づき、必要な改善措置を講じるものとする。
- 3 人事課長は、前項の規定により必要な改善措置を講じたときは、内部通報者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定は、調査の結果、内部通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(公表)

第14条 人事課長は、内部通報について、必要がある場合には氏名等内部通報者が特定できる情報を除き、その概要を公表するものとする。

(内部通報関連資料の保存)

第15条 内部通報担当職員は、内部通報の内容、処理経過等を記録した関連資料を、当該内部通報の処理を終了した日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、内部通報について必要な事項は、人事課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

公益通報者保護法に基づく内部の職員等からの通報処理要綱

に基づく内部通報について

1 内部通報者

氏名		通報期日	年 月 日
区分(該当に○印)	①府職員 ②請負事業等役員・従事者 ③派遣労働者		
所属(労務提供先)			
メールアドレス			
連絡先電話	(職場・自宅・携帯)	都合の良い時間帯等:	
連絡先FAX	(職場・自宅・携帯)	都合の良い時間帯等:	
調査開始等の通知	①希望する ②希望しない		

2 内部通報する内容

内 容	
具体的に、いつ、 どこで、誰が、 何を、どうしたか 記してください	
上記内容を 客観的に説明 できる資料等 (該当に○印)	①ある(どんな資料ですか) ②ない(どうすれば説明できますか) ③その他

- この内部通報文書は、次に該当するものがあったときに使用してください。
 - (1) 法令(府の条例及び規則を含む)に違反する行為
 - (2) 人の生命、身体、健康、財産、生活環境を害し、又は重大な影響を及ぼすおそれのある行為
 - (3) 公益に反し、又は公正な職務の執行を損なうおそれのある行為
- 内部通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報することはできません。また、客観的事実に基づき、誠実に通報し、通報に基づき行われる調査に協力しなければなりません。証拠等の客観的に事実が確認できる資料がある場合は必ず添付してください。
- 内部通報者の氏名等は公にされず、不利益な取扱いは禁止されます。
- この様式で足りない場合は、任意に用紙を足してください。